

様式第 38(第 40 条の 3、第 40 条の 6 第 1 号関係)

第一種適格電気通信事業者指定申請書

東経営第 000200000810 号

2026 年 3 月 31 日

総務大臣

林 芳正 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

(ふりがな) えぬていていひがしにほんかぶしきがいしゃ

氏 名 NTT 東日本株式会社

しづたに なおき

代表取締役社長 澁谷 直樹

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第 233 号

連絡先



電気通信事業法第 108 条第 1 項の規定により、第一種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 提供する第1号基礎的電気通信役務の種類

役務の種類	内 容
第 14 条第2号の2に掲げるもの	電話サービス契約約款(平成 11 年東企営第 99-1 号)に定める加入電話及び卸電話等サービス契約約款(平成 15 年東経営第 03-213 号)に定める災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の 利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置して提供するもの

2. 第14条第2号の2に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

業務区域名
<p data-bbox="331 533 1166 723">北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県及び長野県</p> <p data-bbox="316 808 1257 1003">(注)静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域、 富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を含み、 長野県木曾郡南木曾町(吾妻の一部及び田立に限る。)の区域を 除きます。</p>

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
				うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話	基本料	120,195,381,286	143,855,152,710	104,293,057,006	104,293,057,006	39,562,095,704	△ 23,659,771,424	
	緊急通報	-	126,034,553	123,710,796	123,710,796	2,323,757	△ 126,034,553	
	小 計	120,195,381,286	143,981,187,263	104,416,767,802	104,416,767,802	39,564,419,461	△ 23,785,805,977	
第一種公衆電話	市内通信	102,173,563	2,093,776,263	2,047,548,509	1,550,958,818	496,589,691	46,227,754	△ 1,991,602,700
	緊急通報	-	5,063,702	5,046,918	4,001,767	1,045,151	16,784	△ 5,063,702
	小 計	102,173,563	2,098,839,965	2,052,595,427	1,554,960,585	497,634,842	46,244,538	△ 1,996,666,402
災害時用公衆電話		109,176,994	939,190,499	938,527,920	938,527,920	662,579	△ 830,013,505	
ワイヤレス固定電話	基本料	3,019,932	45,603,011	23,557,666	23,557,666	22,045,345	△ 42,583,079	
	緊急通報	-	998	946	946	52	△ 998	
	小 計	3,019,932	45,604,009	23,558,612	23,558,612	22,045,397	△ 42,584,077	
合 計		120,409,751,775	147,064,821,736	107,431,449,761	106,933,814,919	497,634,842	39,633,371,975	△ 26,655,069,961

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
 3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
 4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,734,923,191	-	3,734,923,191	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	272,055,075	-	272,055,075	
3 負担金	182,662,094	189,941,771	△ 7,279,677	
計	4,189,640,360	189,941,771	3,999,698,589	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注) 1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
 本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
 2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。